

離婚届

令和元年6月7日届出

(あて先) 青森県弘前市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

この欄は記入不要です

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届出は、1通でさしつかえありません。
この届出を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

[そのほかに必要なもの]
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

届出人等	夫	妻	使者
本人確認	確認種別 1号 免・旅・() 2号 保・年・()	有・無 1号 免・旅・() 2号 保・年・()	有・無 1号 免・旅・() 2号 保・年・() 3号
通知	有・無	有・無	有・無
不受理確認	本籍担 確認時		

この欄は記入不要です

裁判離婚の場合、証人は不要です。

字訂正 字加入 字削除
訂正印
弘前桜

届出人が署名してください。
届出人欄に任意で押印をした場合には、押印でもOKです。

(1) 氏名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日
住所	弘前市大字白銀町 1番地 1	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地 3
(住民登録をしているところ)	(アパート名など) 弘前アパート204号	(アパート名など)
世帯主の氏名	弘前 城	弘前 桜
本籍	弘前市大字白銀町 1番地 1	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 弘前 城	
父母の氏名との続柄	夫の父 弘前 太郎 続き柄	妻の父 白神 富士男 続き柄
母の氏名との続柄	母 弘前 花子 長 男	母 白神 雪子 二 女
婚姻の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和 〇年 〇月 〇日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定
婚姻前の氏に る者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	筆頭者 の氏名 白神 桜
年の子の名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子 弘前一郎、弘前二郎
居期間	平成 〇年 〇月 から	令和 〇年 〇月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
住居する前の住所	弘前市大字白銀町 1番地 弘前アパート 204号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業 介護士	妻の職業 看護師
その他	押印は任意です。	
届出人署名押印	夫	妻 弘前 桜
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 記入不要 日 妻 年 月 日	
	連絡先	電話 - - 夫 080 9876 5432 妻

証人		(協議離婚のときだけ必要です)	
署押	名印	印	印
生年月日	昭和 平成	年 月 日	昭和 平成
住所	番地	番地	番地
	番号	番号	番号
本籍	番地	番地	番地
	番	番	番

証人が同じ名字の場合でも印は別々のものを押してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

婚姻により氏が変わった方の離婚後の本籍を記入します。
戸籍に変動のある人が届出人の場合、もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるか選択できます。(もどる戸籍が既に除籍になっている場合は、もどれません)
離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出する必要があります。裁判離婚記載例②を参考にしてください。
戸籍に変動のある人が届出人ではない場合、原則、婚姻前の戸籍にもどります。
届出人ではない人が新しい戸籍をつくる希望がある場合は、「その他欄」に新戸籍を編製する旨を記載し署名してください。
例 「新戸籍編製の申出をします 新本籍 弘前市大字〇〇〇〇番地〇〇 弘前桜(署名)」
なお、調停調書等に新戸籍を編製する旨、および新本籍の場所が記載されている場合はその他欄への記載は不要です。

裁判離婚は訴えの提起者(申立人)が、調停の成立、審判または判決等の確定した日から10日以内に届出をする必要があります。
届出期間内に申立人が届出をしないときや、調停条項等で「相手方の申出により離婚する」と定められている場合は、相手方からも届出をすることができます。

用できません
印は各自別々の印を押してください
届出人の印をご持参ください